

苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（第2回）

日 時 平成31年2月13日（水）
午後2時30分～
場 所 公設地方卸売市場青果棟
2階会議室

- 1 第21期（平成30～32年度）苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会
 - 1) 開 会
 - 2) 報告事項
 - ・ 業務規程の変更について（第4条 販売開始の時間）
 - ・ 仲卸人の承認について（第13条の2 青果部）
 - 3) その他

平成30年11月1日第21期(第1回)苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会にて、承認のあった青果部の販売開始時刻の変更について、下記のとおり業務規程の一部を改正する規則について公布いたします。

記

苫小牧市公設地方卸売市場業務規程の一部を改正する規則

苫小牧市公設地方卸売市場業務規程(昭和47年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号の表青果部の項中「11月15日」を「10月31日」に、「11月16日」を「11月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

苫小牧市公設地方卸売市場業務規程改正の概要（平成31年4月1日施行）

改正後	改正前																
<p>(開場の時間等)</p> <p>第4条</p> <p>(2) 販売開始の時刻</p> <table border="1" data-bbox="539 1115 673 2056"> <thead> <tr> <th>取扱品目の部類</th> <th>期間</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青果部</td> <td>5月1日から10月31日まで</td> <td>午前7時</td> </tr> <tr> <td>11月1日から翌年の4月30日まで</td> <td>午前7時30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>	取扱品目の部類	期間	時刻	青果部	5月1日から10月31日まで	午前7時	11月1日から翌年の4月30日まで	午前7時30分	<p>(開場の時間等)</p> <p>第4条</p> <p>(2) 販売開始の時刻</p> <table border="1" data-bbox="539 107 673 1070"> <thead> <tr> <th>取扱品目の部類</th> <th>期間</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青果部</td> <td>5月1日から11月15日まで</td> <td>午前7時</td> </tr> <tr> <td>11月16日から翌年の4月30日まで</td> <td>午前7時30分</td> </tr> </tbody> </table>	取扱品目の部類	期間	時刻	青果部	5月1日から11月15日まで	午前7時	11月16日から翌年の4月30日まで	午前7時30分
取扱品目の部類	期間	時刻															
青果部	5月1日から10月31日まで	午前7時															
	11月1日から翌年の4月30日まで	午前7時30分															
取扱品目の部類	期間	時刻															
青果部	5月1日から11月15日まで	午前7時															
	11月16日から翌年の4月30日まで	午前7時30分															

青果部仲卸人の承認について

平成30年10月2日付で、青果部に仲卸人の申請がありました。

〔申請者〕

住所 青森県八戸市大字川原木字神才7番地の4
商号氏名 東北青果株式会社 代表取締役 竹中 英夫
取扱品目の部類 野菜・果実（生鮮品）
経験年数 20年 年間買受見込額 6億円

1. 経過

- ◎平成30年4月 卸売会社より青果仲卸参入について相談があった。（面談）
- ◎平成30年4月 卸売会社の要請を受けて、青果の関連事業者会議を開催した。
- ◎平成30年5月 再度、青果の関連事業者会議を開催した。
※買受人組合からの反対はなかったが仲卸組合からは賛同を得られなかったため卸売会社を通して、その旨伝える。
- ◎平成30年10月2日 東北青果(株)より開設者へ正式に申請を受ける（面談）
- ◎平成30年10月26日 開設者として青果の関連事業者会議を開催し、申請者にヒアリングを行った。
- ◎平成30年11月1日 市場運営審議会開催
卸売業者・青果商組合 賛成 市場の活性化、新しい販路拡大に繋がる。
仲卸組合 反対 既存の経営が厳しくなる。仲卸の本質ではない。
※開設者として関係者・審議会意見を踏まえて総合的に判断することになった。
- ◎平成30年12月7日付申請書受理

2. 承認について

関係者・審議会意見を踏まえて総合的に判断し、遵守事項を附して卸売市場業務規程第13条の2第1項により承認いたします。

遵守事項

- ①仲卸人として関係法令等を遵守し、場内において営業を行うこと。
- ②公平な取引を実施し、過度な販売競争を行わないこと。

2. 仲卸人承認の規定（市業務規程）

第13条 仲卸人の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 5

(仲卸人等の承認等)

第13条の2 仲卸人及び買受人（以下「仲卸人等」という。）となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 承認を受けて仲卸人等の業務を行おうとする取扱品目の部類
- (4) 市場における1年間の取引見込額（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (5) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の名
- (6) その他市長が必要と認める書類

参考 苦小牧市場仲卸制度の経過

〈青果部〉

S 53. 2. 20 苦小牧青果商業協同組合より、「仲卸制度」の要望あり

S 53. 4. 19 市場運営委員会に諮問し、導入決定

S 55. 5. 22 募集に伴い、当市場仲卸人選考委員会に選考審議依頼
(水産・青果卸売会社、水産青果買受人組合、食品卸売センター
苦小牧信用金庫、商工会議所、消費者協会、経済部長)

S 53. 5. 31 市場仲卸人選考委員会に申請者5名全員が選考される

S 53. 7. 1 仲卸人制度を導入し、業務を開始（増設前の売場等を活用）

- ・マルセイ道央青果(株) (H11. 4. 1(株)コジャスナへ商号変更)
- ・大漸青果(株) ・(株)泰正青果 ・(株)道南青果
- ・苦小牧合同青果(株) 以上5社

※承認条件 ①苦小牧市公設地方卸売市場仲卸人としての関係法令等を遵守し業務を執行すること。

②公共的使命を果すため公設市場の基本的原則に立脚して明朗な取引の涵養に努めること。

③仲卸手数料については5%を基準とすること。

H17. 12. 10 (株)泰正青果、仲卸人承認取消（自主廃業）

H17. 12. 22 文教経済委員会に「仲卸人承認取消」報告

H18. 1. 16 青果関係者会議（卸・仲卸・組合・・・追加募集は当面行わない、但し、卸から状況変わったから見直しすることを付す）

H19. 11. 8 大漸青果(株)、仲卸人承認取消（会社破産）

〈花卉部〉

H24. 7. 19 市場運営審議会において業務規定改正（案）承認（第17条）

仲卸の数（旧）青果部 10 限度→（新）青果部 5 花卉部 2

※利害関係者、中央花卉(株)、生花組合は参入に対して事前了承済

H24. 8. 1 業務規定改正（市長決裁）

H24. 9. 4 仲卸承認（部長専決）

H24. 10. 1 業務開始